

# **医事関係訴訟委員会への 鑑定人候補者選定依頼マニュアル**

**令和2年1月31日**

**最高裁判所事務総局民事局**

**(医事関係訴訟委員会事務局)**

推薦依頼に対しては、各学会において入念な手続を踏むなどの労を執られ、  
また、鑑定人候補者には多忙な中で御協力をいただいています。本マニュ  
アルを参照し、慎重かつ丁寧に対応するようお願いします。

○

#### ○本マニュアルに添付されている資料

- 資料1 鑑定人候補者推薦依頼書様式
- 資料2 鑑定人候補者推薦依頼書記載例
- 資料3 鑑定人候補者推薦依頼に当たってのチェックリスト
- 資料4 鑑定人候補者推薦回答の参考例

○

## 目 次

I 医事関係訴訟委員会について.....	1
1 概要.....	1
2 鑑定人候補者の選定事務.....	1
II 手続の流れ（概要）.....	2
III 手続の流れ（詳細）.....	3
1 依頼の対象となる事案.....	3
2 事件当事者への説明.....	3
3 推薦依頼書の作成.....	4
4 添付資料（別紙引用）.....	6
5 推薦依頼書の送信.....	6
6 選定手続の進行状況の問合せ.....	6
7 推薦回答の通知.....	6
8 鑑定人候補者への連絡等.....	7
9 鑑定人候補者の手続への関与について.....	7
10 鑑定人指定後の審理の報告.....	8
11 事件終了後の事務.....	8

## I 医事関係訴訟委員会について

### 1. 概要

医事関係訴訟委員会（以下「委員会」という。）は、医事関係訴訟委員会規則（平成13年最高裁判所規則第5号。（以下「委員会規則」という。））に基づいて最高裁判所に設置された。委員会は、医学関係者、法曹関係者等によって構成されており、①医事関係訴訟の運営に関する一般的問題についての審議及び②医事関係訴訟における鑑定人候補者の選定を主な目的としている。委員会事務局は最高裁判所事務総局民事局である。

### 2. 鑑定人候補者の選定事務

委員会は、委員会規則第2条第3号に基づいて、各裁判所からの依頼を受けて医学関係の学会（以下「学会」という。）に対して鑑定人候補者の推薦依頼を行っている。

なお、依頼先となる学会は、日本医学会加盟各分科会に限られず、同学会非加盟の医学関係の学会も含まれる。

## II 手続の流れ（概要）

### ○ 事件当事者への説明

裁判体は、委員会への鑑定人候補者選定依頼に当たり、事件当事者に対して、委員会の性質や選定手続等について説明を行い、了承を得ておく。

### ○ 推薦依頼書の作成・送信等

裁判体は、資料1の様式に従って、「鑑定人候補者推薦依頼書」を作成し、資料3のチェックリストで不備等がないかを確認した上で、送信先（民事訴訟係：[REDACTED]）に電子メールを利用して送信する。当該推薦依頼書については、委員会事務局において記載に不備等がないかを確認した後、必要に応じて依頼元の裁判体に修正等の依頼がなされるので、依頼を受けた裁判体は速やかに検討の上対応する。

### ○ 鑑定人候補者への連絡等

推薦依頼先の学会から委員会事務局に対し、鑑定人候補者の推薦回答がされた場合、委員会事務局から依頼元の裁判体に対し、電子メールにより、鑑定候補者推薦回答の通知がされる（資料4）。通知を受けた裁判体は、速やかに、担当者（裁判官が望ましい）を通じて、推薦を受けた鑑定人候補者に連絡を取る。

### ○ 鑑定人指定後の審理の報告

担当書記官は、鑑定人選任、鑑定書提出、事件終了等の動きがあった場合には、資料4別紙1の進行状況報告書に必要事項を記入し、電子メールにより、速やかに民事訴訟係宛てに送信する。

### ○ 事件終了後の事務

担当書記官は、事件が終了したときには、資料4別紙1の進行状況報告書に必要事項を記入し、電子メールにより民事訴訟係宛てに送信する。事件が終了したときの鑑定人への結果通知については、資料4別紙2の「委員会事務局からのお願い」の内容を参照して行う。

また、民事訴訟係からのアンケート等に回答する。

### III 手続の流れ（詳細）

#### 1 依頼の対象となる事案

委員会による学会への鑑定人候補者推薦依頼の対象となる事案は、原則として各裁判体や当事者の努力にもかかわらず鑑定人選任が困難である事案に限られる。

具体的には、鑑定を採用した医事関係訴訟（医療過誤事件に限らず、交通事故や労災事故等に基づく損害賠償請求事件など、医学及び医療に関する問題点が含まれている事件を含む広義の医事関係訴訟）のうち、次のいずれかの事案が対象となる。

- (1) 各裁判体において、各地域における鑑定人候補者推薦システム等を利用したが、鑑定人候補者を見つけることができなかつた事案
- (2) 適切な医学分野を選別することができないでいる事案
- (3) (1), (2)以外の事情で学会に鑑定人候補者の推薦依頼をする必要がある事案

※ 学会に対して鑑定人候補者推薦を依頼する際の裁判所側の窓口は、委員会に一本化されているので、学会に対して依頼をする必要がある場合には、必ず委員会に依頼をするようにし、裁判体から学会に対して直接推薦依頼を行うことはしない。また、推薦依頼を行う場合だけでなく、学会へ連絡や質問等を行う必要がある場合についても委員会を通じて行う。

※ 委員会からの推薦依頼を受けた学会では、鑑定人候補者の推薦に向けて真摯に取り組んでいただいている。したがって、裁判体において委員会に対する推薦依頼と並行して他の方法で鑑定人を選任して、突然に依頼を撤回するようなことは、学会との間の信頼関係の構築に悪影響を及ぼすことになり、適当ではない。委員会に推薦依頼をしている事案について他の方法で鑑定人選任を試みようとする場合には、必ず事前に委員会事務局に連絡する。

#### 2 事件当事者への説明

依頼に当たっては、事件当事者に対して、次の点を伝えて、あらかじめ了承を得ておく必要がある。

##### (1) 委員会の性質、選定手続等について

委員会の性質や委員会における選定手続については、I 「医事関係訴訟委員会について」（1頁）を参照されたい。また、最高裁ウェブサイトには、委員会の活動内容等が掲載されているので、これらの内容もあらかじめ確認しておくことが望ましい。

なお、医学分野については、委員会で推薦依頼をすべき学会を検討した結果、必ずしも裁判体からの希望どおりにならず、予期しなかつた学会や複数の学会が選ばれ

る場合があることや、委員会への依頼は、第三者である学会にも労をかけることになるため、手続が進むと簡単には依頼を取り消せない場合があることも含めて了承を得ておく必要がある。

- (2) 訴訟関係書類が委員会の委員及び推薦依頼先学会に送付されること
- (3) 委員会の議事要旨に、当該事件が特定されないような形で簡単な事案の要旨が掲載され、最高裁ウェブサイト等で公開されること

(参考) 最高裁ウェブサイト「医事関係訴訟委員会について」URL

<http://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/izikankei/index.html>

### 3 推薦依頼書の作成

資料1の様式に従って、資料2の記載例を参考にしながら、推薦依頼書を作成し、資料3のチェックリストで不備等がないかを確認する。なお、作成に当たっては、分かりやすく簡潔で一覧性があるものになるよう留意するほか、次の点に注意する。

#### (1) 担当裁判所

裁判所名、部署等を省略せずに、例えば、「〇〇地方裁判所民事第〇部〇係」のように、係名まで記載する。

#### (2) 事件の表示

例えば、「令和〇〇年(ワ)第〇〇〇号損害賠償請求事件」のように、事件名まで記載する。

#### (3) 当事者

「外〇人」と省略せずに、全員を明記する。

#### (4) 事案の要旨（最高裁ウェブサイト掲載用）

事案の要旨を、3行程度で簡単にまとめて記載する。

この欄の記載は、そのまま委員会の議事要旨に掲載され、最高裁ウェブサイトに掲載されるなど、裁判所の外部に公開されることを予定しているので、記載に当たっては、固有名詞を記載しないなど、当事者のプライバシーに十分配慮する。

#### (5) 事案の概要

ア 鑑定人候補者がどのような事案か容易に把握できるように、事案の概要を簡潔にまとめて記載する。

イ 患者の性別及び診療時の年齢を必ず明記する。

#### (6) 争点

ア 箇条書きにするなど、具体的かつ分かりやすく記載する。

イ 別紙の引用については、その必要性を十分に吟味する。

ウ 争点整理案をそのまま添付することは避け、添付する場合も必要に応じて法律の専門家でなくても分かる表現に改めるなどの工夫をする。

#### (7) 鑑定事項

- ア 箇条書きにするなど、分かりやすく記載する。
- イ 鑑定事項は、鑑定人の意見を聴いた上で最終決定するものとし、その旨を記載する。

(8) 推薦に当たっての希望

ア 事件当事者となっている医師の出身大学や勤務歴のある病院の関係者等、鑑定人候補者として避けてほしい者の希望があれば、その旨を具体的に記載する。例えば、「〇〇大学出身者は避けていただきたい。」、「〇〇病院に勤務中又は以前勤務していたことがある医師は避けていただきたい。」など、個別具体的に記載する（「被告医師と関係のない者」といった曖昧な記載は避ける。）。

イ 鑑定人候補者の所在地について、配慮してほしい事項がある場合には、その旨を具体的に記載する。例えば、「〇〇県内の病院に勤務している医師は避けていただきたい。」など、個別具体的に記載する。

ウ 鑑定人候補者の専門の医学分野等について希望がある場合は、その旨を記載する。ただし、医学分野については、委員会で推薦依頼をすべき学会を検討した結果、必ずしも希望のとおりとならない場合があることについて、事件当事者の了承を得ておく必要がある。

エ 記載内容について事前に当事者と十分に協議をする。推薦依頼を受けた学会においては、事案にふさわしい鑑定人候補者を推薦するために入念な手続を踏むなどの労を執られており、事後的に当事者等との利害関係が明らかになるなどして、推薦された候補者を鑑定人に選任できない事態が生ずることのないよう、鑑定人候補者からの除外を希望する者については、当事者に十分確認した上で記載する必要がある。例えば、交通事故の事案においては、鑑定人候補者が当事者の加入する損害保険会社との間で利害関係を有しているという場合もあり得るため、損害保険会社名を推薦依頼書に記載の上、当該保険会社と利害関係を有する者を除外する旨記載する。また、交通事故事案以外でも、鑑定人候補者と保険会社との利害関係に配慮が必要な場合にはその旨記載する。

もっとも、当事者等との具体的な関係が明らかでない多数の大学や医療機関を列挙して、これらに現に所属し、又は所属したことのある医師を全て鑑定人候補者から除外することを希望するなど、除外を希望する範囲が広範に過ぎると、鑑定人候補者を選定する学会に過度な負担をかけることになる上、結果的に鑑定人候補者の推薦を得られなくなることもあり得るため、当事者の希望をそのまま記載するのではなく、各裁判体において、当事者等との間の利害関係の有無、程度を十分に吟味し、除外の必要性について当事者と認識を共有した上で、過不足がないように記載する。

(9) 従前の鑑定人選任の経緯等

依頼先の学会が鑑定人候補者を選定する際の参考とするため、次の事項を明記

する。

- ア これまで、どのような方法で鑑定人を探したか、その経緯（相談した団体名、医師名、利用した各地域の推薦ネットワーク名等も具体的に記載する。特段の事情により、これまで鑑定人を探していない場合には、その具体的な理由を記載する。）
- イ 従前、正式鑑定を行っている場合には、その鑑定人の氏名及び所属
- ウ 私的鑑定が行われている場合には、その鑑定人の氏名及び所属

#### (10) その他参考となる事項

例えば、訴訟の進行状況（特に、次回期日の日付、種別は必ず明記する。）について記載する。

#### (11) 連絡先等

末尾に、連絡先として、担当裁判官及び書記官の所属庁、氏名、内線電話番号及びファクシミリ番号を記載する（なお、当該情報については、推薦依頼先学会には送付されない。）。

### 4 添付資料（別紙引用）

別紙を引用する場合には、添付資料は、原則として「診療経過一覧表」等も含め、最大でもA4判で五、六枚程度にする（添付資料には、ページ数を付す。）。

### 5 推薦依頼書の送信

- (1) 民事訴訟係（[REDACTED]）宛てに、担当書記官から電子メールを利用して送信する。
- (2) 添付資料について、電子メールを利用して送信できない場合は、民事訴訟係宛てに、速やかに郵便で送付する。
- (3) 送信等の期限は設けておらず、隨時、推薦依頼を受け付けている。各裁判体において準備が整い次第、速やかに推薦依頼書を送信する。

### 6 選定手続の進行状況の問合せ

選定手続の進行状況の問合せについては、民事訴訟係宛てにするものとし、依頼先の学会に対して直接問い合わせることはしない。

### 7 推薦回答の通知

- (1) 依頼先の学会から推薦回答があった場合、委員会事務局から電子メールにより、担当書記官宛てに通知（資料4参照）がされる。
- (2) (1)の通知を受けたときは、推薦された鑑定人候補者が当該事件に利害関係を有しているか否かを確認し、鑑定人として指定することに差し支えがあると裁判体で判断した場合には、速やかに、民事訴訟係宛てに連絡をする。

## 8 鑑定人候補者への連絡等

推薦された候補者を鑑定人として指定することに差し支えがあると判断した場合を除き、速やかに推薦を受けた鑑定人候補者に連絡を取る。連絡をする際には、事案の内容や手続の進行についての具体的な質問がされる場合もあるので、これに的確に回答できる担当者（裁判官が望ましい）から連絡をする。

なお、鑑定人候補者は、多忙な中で鑑定に協力をしていることから、正式な選任までの間や選任された後において、状況報告等の連絡を遗漏なく行うとともに、鑑定人候補者からメールや電話等で照会がされた場合には、迅速に対応する。

また、学会に対して連絡を取る必要がある場合には、委員会事務局を通すこととし、裁判体から直接学会に連絡をすることはしない。

※ 鑑定人候補者は非常に多忙であるため、上記の連絡・対応はできる限り迅速かつ丁寧に行う必要がある。特に、以下のような点に留意する。

- 委員会が最高裁判所に設置されているため、鑑定人候補者によっては、鑑定の対象となる事件が最高裁判所に係属していると誤解している場合もある。鑑定人候補者に最初に連絡を取る際には、「依頼元の裁判体が委員会を通じて学会への推薦依頼を行い、鑑定人候補者の推薦を頂いたため、事件が係属している依頼元の裁判所の担当者から連絡をさせていただいている」といった説明をする。
- 鑑定人候補者からの照会等に対し、すぐに回答したり結論を出したりできないときは、その旨の連絡を速やかに行う。また、鑑定人候補者からのメールに対する返信は速やかに（できれば受信した当日中に）行うことが望ましい。
- 学会に対しては、鑑定人になることについて内諾をいただいた方の推薦をお願いしているが、学会によっては、はっきりと内諾を得ずに推薦されることもあるので、候補者への対応に当たっては、推薦された時点で既に鑑定人になることが決定しているかのような印象を与えないよう注意する。

## 9 鑑定人候補者の手続への関与について

鑑定人選任決定をする前に鑑定人候補者との間で事実上の打合せ等を行うことが実務上あり得るが、鑑定人に選任する前に鑑定人候補者に、様々な労力面及び費用面での負担をかけてしまうと、その後に、鑑定を実施しないことになった場合、鑑定人候補者に無報酬で大きな負担をかけることになりかねない。そこで、鑑定人選任決定前に打合せ等を行う場合には、選任決定前であることを鑑定人候補者に対して十分に説明するとともに、実質的な作業を依頼する前に、当事者から予納を得た上で選任決定をするなどの配慮をする。

## 10 鑑定人指定後の審理の報告

推薦依頼のあった事案の進行状況については、委員会開催時に各委員に報告を行うため、事務局において把握しておく必要があることから、担当書記官は、鑑定人選任、鑑定書提出、事件終了等の動きがあった場合には、7(1)の通知に添付される進行状況報告書の様式（資料4別紙1参照）を利用し、その都度、民事訴訟係に電子メールで報告する（特に事件終了時には委員会から鑑定人及び推薦元学会に対して礼状を送付しているため、礼状が適時に送付できるよう、速やかに報告する。）。

なお、鑑定不能になった場合等、鑑定の実施に支障が生じたときには、民事訴訟係まで電話等適宜の方法により連絡する。

## 11 事件終了後の事務

担当書記官は、事件が終了した場合には、前記進行状況報告書により民事訴訟係に報告するとともに、資料4別紙2を参照し、鑑定人への結果通知を行う。

また、民事訴訟係から担当書記官に対し、アンケート（裁判体用）への回答依頼及び双方代理人の氏名・住所や鑑定人の勤務先等に関する情報提供依頼を行うので、民事訴訟係宛てに電子メールにて返送する（双方代理人及び鑑定人に対するアンケートは民事訴訟係より行う。）。

## 鑑定人候補者推薦依頼書

担当裁判所	
事件の表示	
当事者	原告 被告
事案の要旨 (H.P.掲載用)	
事案の概要	
争点	
鑑定事項	
推薦に当たつ ての希望	

従前の鑑定人 選任の経緯等	
その他参考と なる事項	

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇裁判所〇〇支部民事第〇部

○  
担当裁判官

担当書記官

内線

F A X

○

## 鑑定人候補者推薦依頼書

担当裁判所	○○裁判所○○支部民事第○部○係
事件の表示	令和○○年(フ)第○○○号損害賠償請求事件
当事者	原告 甲野一郎, 甲野花子 被告 医療法人○○会乙山中央病院 丙川幸一
事案の要旨 (H.P.掲載用)	患者が入院中に発作を起こして死亡したことについて、患者が重症な狭心症であるにもかかわらず、担当医師がこれを看過して、シャワー浴を許可したことによるものかが争われている事案
事案の概要	<p>原告らは、患者甲野太郎（男、診療時の年齢72歳、以下「患者太郎」という。）が、被告乙山中央病院が設置する病院の浴室において死亡した原因是、患者太郎が経皮的冠動脈形成術後の再狭窄、三枝病変であり、冠動脈バイパス手術が予定されているなど重症の狭心症であり、原則として入浴を許可すべきでなかったにもかかわらず、担当医師であった被告丙川幸一がこれを看過して入浴を許可したことにあるとして、患者太郎の遺族らが、不法行為に基づく損害賠償請求をしている。</p> <p>他方、被告らは、患者太郎は狭心症であったが、虚血閾値は低くはなく、心機能も保たれており、検査結果及び診断結果からシャワー浴の負荷に耐えられないと評価されるものではなかったから、被告丙川がシャワー浴を許可したことには過失はないとして主張し</p>

	ている。
争 点	<p>(鑑定を要する争点は、 2のみである。)</p> <p>1 被告丙川が、 患者太郎に対して出した許可は、 一般的な入浴許可か、 シャワー浴の許可にとどまるものか。</p> <p>2 被告丙川が、 患者太郎に対して、 1の許可を出したことが過失と評価されるか。</p> <p>(1) 患者太郎の当時の病状は、 入浴又はシャワー浴に耐えられず、 虚血発作を起こす危険性が高かったといえるか。</p> <p>(2) 被告丙川が、 患者太郎に対して、 入浴又はシャワー浴の許可をしたことは、 医学上不合理なものであったか。</p> <p>(3) 被告丙川が、 患者太郎に対し、 入浴又はシャワー浴を許可するに当たって、 特に採るべき措置を採らなかったといえるか。</p> <p>3 患者太郎が死亡した原因は、 入浴又はシャワー浴によるものか (患者太郎は、 入浴又はシャワー浴によって発作を起こし死亡したか、 入浴又はシャワー浴をする前に浴室において発作を起こして死亡したか。)。</p> <p>4 損害額</p>
鑑 定 事 項	<p>(暫定的なものであり、 鑑定人の意見を聴いた上で最終決定する予定である。)</p> <p>1 患者太郎の令和〇年〇月〇日 (入浴又はシャワー浴を許可した日) 当時の病状は、 入浴又はシャワー浴に耐えられず、 虚血発作を起こす危険性が高かったといえるか。</p> <p>2 被告丙川が、 患者太郎に対して、 令和〇年〇月〇日朝の時点で、 入浴又はシャワー浴の許可をしたことは、 医学上不合理な</p>

	<p>ものであったか。</p> <p>3. 被告丙川が、患者太郎に対し、入浴又はシャワー浴を許可するに当たって、特に採るべき措置を採らなかったといえるか。</p> <p>(1) 患者太郎に対して入浴又はシャワー浴を許可する前提として、運動負荷試験をする必要があったといえるか。</p> <p>(2) 患者太郎に対して入浴又はシャワー浴を許可するに当たり、介護を付けるなどの特段の措置を探る必要があったといえるか。</p>
推薦に当たつての希望	<p>被告乙山中央病院に勤務中又は以前勤務していたことがある医師は避けていただきたい。</p> <p>被告丙川は、〇〇大学出身であるため、〇〇大学出身者は避けさせていただきたい。また、被告丙川は、〇〇病院（令和〇年〇月から〇年〇月まで）、〇〇病院（令和〇年〇月から〇年〇月まで）の勤務経験があるので、これらの病院に勤務中又は以前勤務していたことがある医師は避けていただきたい。</p>
従前の鑑定人選任の経緯等	<p>〇〇病院〇〇医師に直接交渉したが断られた。その後、〇〇大学に鑑定人推薦依頼をしたが、適任者がいない旨の回答があった。その際、同大学〇〇教授から、〇〇大学〇〇医師を推薦していただいたので、同医師にも鑑定人受任を依頼したが断られた。</p> <p>その後、〇〇高裁の医事鑑定ネットワークを通じ、〇〇大学及び〇〇大学に対し鑑定人推薦依頼をしたが、それぞれ、推薦することができない旨の回答があった。</p>
その他参考となる事項	<p>次回期日〇〇月〇〇日進行協議期日</p> <p>今後、鑑定人の意見も聴いた上で鑑定事項を決定したいと考えている。</p>

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇裁判所〇〇支部民事第〇部

担当裁判官

担当書記官

内線

FAX

## 鑑定人候補者推薦依頼に当たってのチェックリスト

※ 一度マニュアルを読んだいただき、最高裁への依頼前の最後のチェック用として本資料をご活用ください

<input type="checkbox"/> 依頼の対象となる事案に該当しますか(マニュアルP.3「2 依頼の対象となる事案」参照)	
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> (1) 各地域の鑑定人候補者推薦システムでは適任者が見つからない</li> <li><input type="checkbox"/> (2) 適切な医学分野を選別できない</li> <li><input type="checkbox"/> (3) その他の事情で学会に推薦依頼をする必要がある</li> </ul>	
<input type="checkbox"/> 事件当事者等に委員会の性質等について説明の上、了承を得ていますか(マニュアルP.3「2 事件当事者への説明」参照)	
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> (1) 委員会の性質、選定手続等について(委員会での検討の結果、希望どおりの医学分野にならない場合があることや、簡単には依頼を取り消せないことなど)</li> <li><input type="checkbox"/> (2) 訴訟関係資料が委員会の委員等に送付されること</li> <li><input type="checkbox"/> (3) 当該事件が特定されない程度の要旨が最高裁HP等で公開されること</li> </ul>	
<input type="checkbox"/> 推薦依頼書の作成について、適切に記載されていますか(マニュアルP.4「3 推薦依頼書の作成」参照)	
<input type="checkbox"/> 担当裁判所 <input type="checkbox"/> 事件の表示 <input type="checkbox"/> 当事者 <input type="checkbox"/> 事案の要旨 <input type="checkbox"/> 事案の概要 <input type="checkbox"/> 争点 <input type="checkbox"/> 鑑定事項 <input type="checkbox"/> 推薦に当たっての希望 <input type="checkbox"/> 従前の鑑定人選任の経緯等 <input type="checkbox"/> その他参考となる事項	部署等を省略せずに係名まで記載していますか
	事件名まで記載していますか
	「外〇人」と省略せずに、全員の氏名を明記していますか
	最高裁HPにそのまま掲載されても問題ない記載になっていますか
	患者の性別及び診療時の年齢を明記していますか
	法律の専門家でなくとも分かりやすく、かつ具体的な記載になっていますか
	添付資料は最大でもA4判で、5、6枚程度(ページ数を付す)となっていますか
	鑑定事項は、鑑定人の意見を聴いた上で最終決定する旨記載されていますか
	鑑定人候補者からの除外を希望する者の範囲について、個別具体的に、過不足がないように精査した上で記載していますか
	交通事故の事案の場合、損害保険会社名等を記載していますか

## 鑑定人候補者推薦回答の通知

## 【件名】

鑑定人候補者の推薦について

## 【本文】

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係

担当書記官 〇〇 〇〇 様

貴庁令和〇〇年(ワ)第〇〇〇号事件（推薦依頼事案番号 令和〇〇年第〇〇号）につき、〇〇学会から、添付ファイルの推薦回答書のとおり鑑定人候補者の推薦がありましたので御連絡いたします。

候補者とは、早急に連絡を取っていただくようお願いします。

また、本事案の経過については、医事関係訴訟委員会に報告するとともに、終局時には、医事関係訴訟委員会から鑑定人及び推薦元学会に礼状を送付しております。

そこで、お手数ですが、訴訟の進行について、鑑定人選任、鑑定書提出、事件終了等の動きがあった場合には、別紙1の「進行状況報告書」を利用し、その都度、当係にお知らせください（特に事件終了時には、鑑定人及び推薦元学会に対して礼状が適時に送付できるよう、速やかにご報告ください。）。なお、鑑定不能になった場合など、鑑定の実施に支障が生じたときには、当係まで電話等、適宜の方法によりご連絡ください。

また、事件が終了した場合の貴庁から鑑定人への結果通知については、別紙2の「委員会事務局からのお願い」をご参照ください。

医事関係訴訟委員会事務局

最高裁判所事務総局民事局第二課

民事訴訟係 〇〇 〇〇

電話 03-3264-8111 (内線〇〇)

FAX [REDACTED]

メール [REDACTED]

## 【添付ファイル】

「推薦回答書（令和〇〇年第〇〇号）」

「別紙1 進行状況報告書」

「別紙2 委員会事務局からのお願い」

### 進行状況報告書

報告年月日	令和 年 月 日
報告者	○○地方裁判所民事第○部○係 裁判所書記官 ○○ ○○
進行状況	事件番号令和○○年(ワ)第○○号事件(推薦依頼事案番号令和○○年第○○号)の進行状況は以下のとおりです。  <input type="checkbox"/> 鑑定人選任日 年 月 日  <input type="checkbox"/> 鑑定書提出期限 年 月 日  <input type="checkbox"/> 鑑定書提出日 年 月 日  <input type="checkbox"/> 事件終了日 年 月 日  <input type="checkbox"/> 終了事由 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 取下 <input type="checkbox"/> 認諾 <input type="checkbox"/> 放棄  <input type="checkbox"/> 上訴 年 月 日
備考	

## 委員会事務局からのお願い

当委員会を通じて鑑定人候補者の推薦を受けた事件について、事件が終了した場合には、適宜、鑑定人に対し、結果の通知をしていただいていることと思いますが、その際、次の点についてご配慮くださいますようお願いいたします。

- 1 判決により事件が終了した場合には、鑑定人に対し、判決書写しを送付していただきますようお願いいたします。
- 2 和解、取下げ等により事件が終了した場合にも、鑑定人に対し、支障のない範囲で、和解等の内容について適宜の方法により送付していただきますようお願いいたします。

上記の取扱いについて、ご不明な点、又はお問い合わせがある場合は、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 医事関係訴訟委員会事務局

最高裁判所事務総局民事局第二課

民事訴訟係 医事関係訴訟委員会事務局担当

TEL 03-3264-8111 (内線〇〇)

FAX [REDACTED]